

出席停止基準早見表（新型コロナウイルス）2021.11～

分類	場合	停止期間	0日目														1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目	12日目	13日目	14日目	～					
			0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目	12日目	13日目	14日目	～																		
1-1	生徒が感染した場合	療養終了、もしくは治癒するまで	感染が判明																		療養終了	もしくは	治癒する	まで												
			治療を受ける																																	
1-2	同居の家族の方が感染した場合	本人が濃厚接触者に該当するか判断するまで	同居家族の感染が判明																																	
2-1	生徒が濃厚接触者に特定された場合	保健所等から指示された自宅待機期間が終了するまで	濃厚接触者に特定																																	
			濃厚観察を実施																																	
2-2	同居の家族の方が濃厚接触者と特定された場合	本人が濃厚接触者に該当するか判断されるまで（保健所の指示を仰ぐ）	家族が濃厚接触者に特定																																	
3-1	COVID-19を疑う風邪症状がある場合 (発熱・喉の痛み・咳・息苦しさ・強い倦怠感など)	医療機関へ相談する (3-2or3-3へ)	(3-2or3-3へ)																																	
3-2	医療機関で新型コロナウイルス感染症に関する検査が必要と判断された場合	検査結果が出るまで	検査	～																																
3-3	医療機関で上記検査が不要と判断された場合	症状が消失してから1日(24時間)経過するまで	症状消失																																	
4-1	同居の家族の方に風邪症状がある場合	症状が消失するまで	家族に症状あり	症状消失																																
			感染拡大傾向の場合	感染拡大傾向の場合																																
4-2	同居の家族の方がPCR検査を受ける場合	検査結果が出るまで	検査	～																																
5-1	生徒が海外から帰国した場合	検疫所からの指示により、日数を決定（要相談）																																		
5-2	同居の家族の方が海外から帰国した場合	家族の方に症状がある場合は検疫所や保健所に相談の上対応を協議（要相談）																																		
6-1	基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い場合	主治医・学校と協議（要相談）																																		
7-1	感染予防のために保護者の判断で欠席させる場合	校内・学校医と協議（要相談）																																		
9-1	新型コロナウイルスワクチン接種と、それに伴う副反応がある場合	接種日 副反応が発現した場合、消失するまで																																		

注1：3-1 風邪症状は今まで「発熱・喉の痛み・咳・鼻水・倦怠感など」としていましたが、COVID-19についてわかってきた臨床像から、「発熱・喉の痛み・咳・息苦しさ・強い倦怠感など」に変更します。

注2：東京都の感染状況については、毎週発表される、東京都の感染状況を参考にします。感染状況に変化が見られた際にはフェアキャスト等でお知らせします。

注3：出席停止に当てはまる場合、事由をリーパーへ入力してください。また、最初の登校時に新型コロナウイルス感染症用の登校届（HPよりダウンロードできます）を保健室へ提出してください。